平成22年度 町税の納 いて

納期 各 税 送りします までに納 (保険料) 付書をお の最初の

重な自主財源。どうかご理解 のうえ、納税にご協力をお願 行政を進めるうえで、税は貴 と嫌なものですが、安平町の いします。 やはり税金の通知書となる

ますので、お気軽に税務課へ にお困りの お越しください。 また、何か事情があり納税 方は、相談に応じ

際は、 ができます。 た日から60日以内に町に対し 違っている、と感じられるこ て異議の申し立てをすること とがあるかと思います。その なった際、納得できない、 なお、納税通知書をご覧に 納税通知書を受け取っ 間

減免について

少した方には減免申請をお勧 めします。 リストラ・病気・災害など 昨年より著しく所得が減 ただし、 著しい所

> きください。 場合がありますのでご承知お ときには、減免に該当しない 活に支障がないと認められる 窮からの回復見込みにより生 0 以下(収入で560万円以下) 方に限られ、資力や生活困 は前年の所得が 減少の 場 対象となる 400万円

なり納税相談されるようお願 ついては、税務課にお越しに 理由により納税が困難な方に 17 します。 いずれにしても、 何らか

ません。

方は特別徴収の対象にはなり

民 税

住

住 地で課税されます。 住民税は1月1日現 在 の居

均等割ともにある一定以上の 留意ください。 に対して課税されますのでご 0 されていても、 れます。なお、 所得がある方について課税さ から成り立っており、所得割 所得(退職に係る分は除く) この税は、 所得割と均等割 前年中に退職 住民税は前年

民税の年 徴収につい 金 か ら の 特

0 特別徴収 年から住民税の年金から (年金天引き) が

> 護保険料が特別徴収されてい 務のある方です。ただし、介 年金の受給者で、 徴収税額が年金の額を超える ない方や、平成22年度の特別 金所得に係る住民税の納税義 4 この制度の対象となるのは、 まっています。 1日現在65歳以上の公的 前年中の年

住民税については従来どおり 普通徴収で納めていただきま また年金以外の所得に係る

までに納税通知書が送付され ますのでご確認ください。 いずれにしても、 6月中 旬

围 民 健 康 保 険 税

今年からは73万円になりまし れまでは最高69万円でしたが、 課税限度額が改正され、 平成22年度 国民健康保険 税

送します。

0

円から13万円に引き上げられ ら50万円、 ました(介護分は変わらず10 (所得割、 円)。 内訳は、 この改正による税率 後期支援分が12万 資産割、 医療分が47万円 平等割、 かか

> ます。 均等割)の 振替に切り替えることができ 象者の方は申し出により口 特別徴収 変更はありません。 (年金天引き)

収(4月、6月、 6月中旬までに発送します。 納める方法)の方については 税は9月中旬までに通知しま す。普通徴収(納付書で直接 済みですが、10月以降の保険 天引き)対象者の方には通知 納税通知書については仮徴 8月に年金

定 資 產 税

固

償却資産)を所有している方 在で固定資産(土地・家屋 に対して課税されます。 納税通知書は7月上旬に発 固定資産税は、 1 月 1 日 現

いはずなのに税額が昨年 昨年とは状況が変わらな より高くなった方

たかです。 標準額が上がったか、 宅の軽減が受けられなくなっ が考えられます。土地の課税 これには、主に二つの要因 新築住

> 騰したときに、これに合わ 徐々に上げていくという措置 て土地の課税標準額も上げて バブル期に土地の評 たのは、 を講じているためです。 しまうと税負担が大変なので 「負担調整」 といって 価額が急 せ

ことです。 軽減措置を受けられなくなり、 年(5年)経過すると、その で)に軽減されています。 額が2分の1(120 ㎡ !減前の税額に戻ったという 一方、新築住宅を建てた方 ※一般住宅は3年間該当。 ※3年間 (5年間)の税 3 ま

火住宅等は5年間該当。 3階建て以上の中高層耐

軽 自 動 車 税

されます。 在の所有者 軽自 動 車 税は、 (使用者) 4 月 1 日 に課 税 現

をしてください。 請は納税通知書が届いてから、 を受けることができます。申 ある場合は軽自動車税の減免 本人やご家族に一定の障害が 軽自動車の の7日前までに手続き 所 有者 (使用者)

また使用していない軽自 動

地の課税標準額が上が

つ